ロ　国債、地方債又は政府保証債を担保とする金銭の貸付け

ハ　国債、地方債又は政府保証債の売戻条件付売買

3　（略）

（商品取引清算機関における取引証拠金の分別管理）

第七十四条　（略）

2　商品取引清算機関は、法第百七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。

一　（略）

二　国債、地方債又は政府保証債の保有

三　信託業務を営む金融機関への金銭信託であって、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補塡の契約をしたもの又は次に掲げる方法により信託財産に属する金銭を運用するもの（取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）

イ　前二号に掲げる方法

ロ　国債、地方債又は政府保証債を担保とする金銭の貸付け

ハ　国債、地方債又は政府保証債の売戻条件付売買

3　（略）

附　則

この省令は、令和七年六月十六日から施行する。

3　（略）

（商品取引清算機関における取引証拠金の分別管理）

第七十四条　（略）

2　商品取引清算機関は、法第百七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。

一　（略）

二　信託業務を営む金融機関への金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）

三　国債、地方債又は政府保証債の保有

3　（略）

その他告示

○消費者庁告示第五号

令和七年度消費生活相談員資格試験の実施について、消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）第八条の三第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和七年六月十六日

消費者庁長官　新井ゆたか

第一　一般財団法人日本産業協会において実施する消費生活相談員資格試験

一　試験の名称　二〇二五年度消費生活アドバイザー資格試験

二　試験日、試験時間及び出題形式

（一）　第一次試験

試験日	試験時間	出題形式
次の四日程から選択 令和七年十月四日（土） 十月五日（日） 十月十一日（土） 十月十二日（日）	十四時から十六時まで 十時三十分から十二時三十分まで 十時三十分から十二時三十分まで 十四時から十六時まで	択一式及び○×式試験

（注）　「択一式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式であり、「○×式」とは、文章の内容について正誤を選択する形式である。

（二）　第二次試験（第一次試験合格者に対し実施）

試験日	試験時間	出題形式
令和七年十一月三十日（日）	十時から十一時まで	論文試験
	十一時二十分から順次（十分）	面接試験

三　試験科目

（一）　商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目

（二）　消費者行政に関する法令に関する科目

（三）　消費生活相談の実務に関する科目

（四）　消費生活一般に関する科目

（五）　消費者のための経済知識に関する科目

（注一）　出題根拠となる法令等については、試験を実施する年の四月一日現在施行されているものについて出題する。ただし、既に公布され、施行を控えた法律の概要について問う問題が出題され得る。

（注二）　受験申込時に、試験の一部免除措置の適用を受けた者については、第二次試験のうち面接試験が免除される。

四　試験地及び試験場所

（一）　第一次試験

試験地	試験場所
四十七都道府県	CBTソリューションズのウェブサイト（https://cbt-s.com/testcenter/）に掲載されているテストセンター